

農業信用保証保険基盤安定事業実施要綱の廃止について

平成27年4月1日26経営第3428号 農林水産事務次官依命通知
改正：平成30年3月28日29経営第3509号
最終改正：令和2年3月31日元経営第3146号

農業信用保証保険基盤安定事業実施要綱は下記のとおり、廃止することとされたので、御了知願いたい。

記

- 1 農業信用保証保険基盤安定事業実施要綱（平成25年7月3日付け経営第427号農林水産事務次官依命通知。以下「旧基盤安定要綱」という。）は、廃止する。この場合において、この通知による廃止前の旧基盤安定要綱第3の規定により基金協会及び信用基金が実施する事業が完了するまでの間は、旧基盤安定要綱の規定は、なおその効力を有するものとする。
- 2 1の規定によりなおその効力を有するものとされた旧基盤安定要綱の規定により事業を実施する基金協会は、毎事業年度終了後2か月以内に補助金の残額について別記様式第1号により地方農政局長（北海道農業信用基金協会にあっては農林水産省経営局長、沖縄県農業信用基金協会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。）に、信用基金は、毎事業年度終了後3か月以内に交付金の残額について別記様式第2号により農林水産大臣に、報告しなければならない。
- 3 基金協会は、旧基盤安定要綱第3の2に規定する補助金について、次の方法により管理するものとする。
 - （1）農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫若しくは銀行への預金又は金銭信託
 - （2）昭和41年7月25日大蔵省・農林省告示第1号（国債証券、地方債証券又は農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第9条第2号の規定に基づき、同号の主務大臣の定める有価証券を指定する等の件）に定める有価証券の保有
- 4 信用基金は、旧基盤安定要綱第3の3に規定する交付金について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条各号及び平成15年9月30日財務省・農林水産省告示第35号（独立行政法人通則法第47条第1号及び第2

号の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件) に規定する方法により管理するものとする。

- 5 旧基盤安定要綱第8の規定により事業実施主体が本事業が完了したときにおいて返還するものとしてされている補助金又は交付金の残額には、3又は4の規定に基づく管理の結果生じた運用益を含むものとする。

附 則 (平成30年3月28日29経営第3509号)
この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日元経営第3146号)
この通知は、令和2年3月31日から施行する。

別記様式第1号

令和〇〇年度 農業信用保証保険基盤安定事業補助金残高報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 印

農業信用保証保険基盤安定事業実施要綱の廃止について（平成27年4月1日付け26経営第3428号農林水産事務次官依命通知）の2の規定に基づき、農業信用保証保険基盤安定事業補助金の債務保証の引受等に係る補助金の残高を下記のとおり報告する。

記

(単位：円)

前年度 補助金 残高 (a)	〇〇年度					本年度末 補助金 残高 (a)-(c)-(d)
	保証 残高	求償権 残高	償却額 (b)	補助金充当額 (b)×0.3×0.2=(c)	国庫返還額 (d)	

- (注1) 保証残高については、平成25年度及び26年度において本事業を実施した期間に基金協会が引き受けた対象資金の年度末における保証残高とする。
- (注2) 求償権残高については、平成25年度及び26年度において本事業を実施した期間に基金協会が引き受けた対象資金の年度末における求償権残高とする。
- (注3) 国庫返還額については、〇〇年度において基金協会が国庫に返還した金額とする。

別記様式第2号

令和〇〇年度 農業信用保証保険基盤安定事業交付金残高報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
独立行政法人農林漁業信用基金理事長 印

農業信用保証保険基盤安定事業実施要綱の廃止について（平成27年4月1日付け26経営第3428号農林水産事務次官依命通知）の2の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

（単位：円）

前年度 交付金残高(a)	今年度 使用額(b)	国庫返還額 (c)	本年度末交付金残高 (a)-(b)-(c)

（注）国庫返還額については、〇〇年度において信用基金が国庫に返還した金額とする。